

堀孤山の生涯とその交遊

沐 海 宇

要 旨

堀孤山（一六三一～一六九五）は江戸前期に活躍していた儒者で、藤原惺窩門下「四天王」の一人である堀杏庵の三男である。世に現存する著作は『本朝鶴林玉露』のみであると考えられる。孤山は父の関係で、近世前期の代表的な儒学者林羅山をはじめ、徳川義直、黒川道祐など江戸初期の有名人と交遊関係を持っており、その記録も各々の著作に残っている。しかしながら、従来孤山に着眼している研究は、筆者の調べた限りでは、ごく稀である。要するに、孤山の人物像は、現在に至っても不明瞭で、研究の余地が多く残されているのである。

本稿は堀孤山の生涯や交遊などの状況を明らかにすることを目的とする。まず孤山に関する解説を整理し、孤山墓所の位置について再検証した。そして、今まで学界の視野に入っていない孤山が著した『本朝鶴林玉露』を簡単に紹介した上で、それを手がかりに、孤山の交遊関係を探った。具体的には、その中から孤山自身の経歴に該当する部分を抜き出して、同時代の人物が著した記述と対照しながら、その交遊関係を確かめた。さらに、孤山の他の著書をも提示してみた。最後に、以上の考証をもとに、孤山の生涯における重要な事項をまとめて、孤山の略年表を作ってみた。

はじめに

堀孤山（一六三一～一六九五）は江戸前期の儒者で、本姓菅原、名は正竜、号は孤山・三遷子・道隣である。藤原惺窩門下の「四天王」の一人である堀杏庵（一五八五～一六四三）の三男として、幼い頃より父に従って儒学と医学を学んだが、寛永十九年（一六四二）父の没後、二百石を領けられ名古屋藩に仕えた。

堀杏庵に関する従来の紹介では、常にその長男立庵と次男貞高のことに言及し、孤山のことを往々にして無視した。^{〔1〕} 近年来、堀杏庵に関する研究論文によりやく「三男孤山」のような表現が出てくるが^{〔2〕}、孤山を研究対象として着眼している研究者は、今までいないのである。その理由については、栗田元次が「三男道隣が儒醫を修めて儒者として仕へたが、道隣が嗣子がなくて家が絶えたため、子孫に学者として聞えるものない」^{〔3〕}と指摘したように、孤山には子がおらず、家系が断絶したことにある。要するに、孤山の人物像は、現在に至っても不明瞭で、研究の余地が多く残されているのである。

しかしながら、孤山が著した漢文随筆『本朝鶴林玉露』を精査した結果、堀孤山は当時の学問界の牛耳を執った林家（主に林羅山と林鷺峰）と親しく交わっていたことがわかる。そればかりでなく、徳川義直、黒川道祐のような政治上と文化上の有名人と交遊関係を保っていた。その交遊関係の証拠として、各々の詩文集、随筆などの著作にその交遊事項が記されている。とにかく、堀孤山は近世初期の文壇の一人物として確かに活動していて、看過することのできない人物であろうと筆者は考えている。

故に、本稿では堀孤山の生涯や交遊などの状況を細かく考察しようとする。具体的には、まず孤山に関するこれまでの解説を整理し、孤山墓所の位置について再検証する。そして、今まで学界の視野に入っていない孤山が著した『本

朝鶴林玉露』の基本情報、成立時間、中国・南宋期の筆記『鶴林玉露』との関係、そして伝本の形態などの状況を紹介する。それから『本朝鶴林玉露』を手がかりに、その中から孤山自身の経歴に該当する部分を抜き出した上で、同時代の人物が著した記述と対照しながら、その交遊関係を確かめる。さらに、孤山の『本朝鶴林玉露』以外の著書をも提示してみる。以上の考察に基づき、筆者は孤山の生涯における重要な事項をまとめて、孤山の略年表を作り、孤山の人物像を明らかにしようとする。

一 孤山に関する解説と問題点の再考

まず、堀孤山の解説とその再考すべき点からはじめていこう。

既存資料の中に、孤山のことを明らかに記載しているのは『士林沂洄』『名古屋市史人物編』と『国書人名辞典』である。その中で最古なのは『士林沂洄』³⁾である。堀孤山に関する記述は、「卷第百一・壬之部・堀氏」の中に記してある。⁴⁾

寛永十九年十二月八日、父家領内領二百石。正保元年申四月十四日、剃髮號道鄰。承應元年辰十一月廿二日、叙法橋。寛文六年午五月、依病辞食邑、即賜二十口月俸。延宝六年午四月廿二日、再賜二百石采地。元祿七年戌六月、依老再辞食邑。同年七月九日賜二十口月俸。八年亥十月廿五日卒、享年六十六。

寛永十九年十二月八日、父家領の内二百石を頒つ。正保元年申四月十四日、剃髮して道隣と号す。承應元年辰十一月廿二日、法橋を叙す。寛文六年午五月、病に依り食邑を辞し、即ち十口の月俸を賜る。延宝六年午四月廿

二日、再び二百石の采地を賜る。元禄七年戊六月、老いに依り再び食邑を辞す。同年七月九日十口の月俸を賜る。八年亥十月廿五日卒、享年六十六。

右の内容をまとめると、孤山一生の輪郭は大まかに浮かんでくる。つまり、堀孤山は堀杏庵の三男で、寛永八年京都に生まれた。幼い頃より父に従って儒学と医学を学んだが、寛永十九年（一六四二）杏庵が亡くなった後、杏庵所領の中の二百石を分けられ、名古屋藩に仕えたのである。そして正保元年（一六四四）に出家し、承応元年（一六五二）に法橋を叙した。寛文六年（一六六六）に病のため致仕を請ったが、延宝六年（一六七八）また尾張に出仕し、二百石の俸禄を承った。元禄七年（二六九四）年老いたため再び俸禄を辞めて、一年後の元禄八年、六十六歳（一説六十五歳）で亡くなった。ちなみに、与えられた俸禄から見ると、孤山は要職に任じられていない、ごく普通の家臣なのであろう。

三つの解説を比較すると、『名古屋市史人物編』と『国書人名辞典』の内容は『士林派涸』とほぼ同じであることがわかる。これで、両書のそれぞれ編纂した時期に『士林派涸』を参考にした可能性が考えられる。ゆえに、ここでは『名古屋市史人物編』と『国書人名辞典』の内容を省略する。ところが、『名古屋市史人物編』と『国書人名辞典』には、『士林派涸』で触れていない孤山墓所の位置の情報を記している（『名古屋市史人物編』には「金地院中杏庵の墓側に葬る」とあり、『国書人名辞典』には「墓、江戸芝金地院」とある）。すなわち、孤山の墓は現東京都港区芝の金地院、堀杏庵墓の側に位置するとの指摘である。その情報を確認するため、筆者は金地院の堀家墓地に現地調査を行なったが、孤山の墓とみられるものは見当たらなかった。その墓石は現在まで残されていないのか、もしくは両書の記載は間違っているのか、再考の余地がある。

幸いなことに、筆者は『芳躅集』⁶という書の中に、孤山墓の位置に関する異なった主張を発見した。『芳躅集』天の冊に次のように記している。⁷

法橋孤山

堀道憐（ママ）之墓

元祿八乙亥年十月廿五日

靈鷲山長母寺

「靈鷲山長母寺」の記載では、孤山の墓は今の名古屋市東区の長母寺にあるとのことである。筆者の現地調査した結果として、孤山の墓は長母寺の堀冢墓地にあることが確認できた（資料1参照）。

とはいえ、『名古屋市史人物編』と『国書人名辞典』の記載は間違っているという結論を簡単に出せる訳にはいかないと思う。その墓石はかつて東京の金地院にあって、何かの原因で今日まで残っていない可能性も考えられる。この点については、後考を俟つ。

二 『本朝鶴林玉露』について

本節では、本稿で取扱う『本朝鶴林玉露』はどのような書物なのか、またその成立時期、中国南宋期の筆記作品『鶴林玉露』との受容関係、そして伝本の形態などを見ていこう。

『本朝鶴林玉露』は今に残されている孤山唯一の著作であると考えられる。漢文で書かれた随筆で、天集・地集・

人集の三冊に分けられ、合わせて十八巻ある。内容は日本と中国に関する文学・歴史・風習などの事項に作者自身の感想や議論を加えたものである。

この書の成立時期については、天集の「序」(その三)に詳しく記されている。⁽⁸⁾

余依^レ病老之少^一愈^一作^レ此評註^一、名^レ之曰^レ本朝鶴林玉露^一。去歲所^レ編之目錄附^レ於始^一、而三式十八卷之評注肇^レ於正月^一、成^レ於四月^一、皆非^レ無^レ謂云^レ爾。於^レ時寛文癸丑六月吉日。洛陽堀孤山道隣。

余、病老の少愈に依りて此の評注を作り、之を名づけて本朝鶴林玉露と曰ふ。去歳編むところの目錄は始めに附して、三式十八巻の評注は正月に肇め、四月に成り、皆謂れ無きに非ずと、しか云ふトル。時に於いて寛文癸丑六月吉日。洛陽堀孤山道隣。

これは寛文癸丑の年、すなわち寛文十三年(一六七三)に書かれた序である。これによると、前年の寛文十二年に目錄の編纂が完成してまもなく、当年の正月に本文を書き始め、四月にそれを完成し、そして六月に序を書き上げたということである。つまり、本書は寛永十三年の六月に成立したのである。

書名を見ればわかるように、『本朝鶴林玉露』は南宋・羅大経の筆記『鶴林玉露』の模倣作である。その模倣の理由と創作の経緯は天集冒頭の「序」(その一)に書いてある。

余病老之間讀^レ書隨^レ筆作^レ此目錄^一。年當^レ景綸鶴林玉露之編集^一、因名^レ之曰^レ本朝鶴林玉露目錄^一。只知可^レ笑下、才非^レ羅氏^一而謾託^中之名上而已。雖^レ然是亦病老之間、只友^レ筆硯^一故也。於^レ時寛文壬子。洛陽堀孤山道隣。

余は病老の間書を読み、筆に随ひ、此の目録を作る。年は景綸鶴林玉露の編集に当たりて、因りて之を名づけ本朝鶴林玉露と曰ふ。只知るに、才は羅氏に非らずにしてこの名を謾いっはりて託することを笑うべきのみ。

然りと雖も、是れ亦病老の間、只筆硯を友とするが故なり。時に於いて寛文壬子。洛陽堀孤山道鄰。

孤山は病中の暇つぶしのため、筆と硯を友として、本を読みながら、自分の読書の感想や日常の見聞を記録した。なお、孤山が自著を「本朝鶴林玉露」と名付けたのは、目録の完成年の干支（寛文壬子）は恰も景綸（羅大経の字）『鶴林玉露』の成立年の干支（南宋淳祐壬子）にあたったからであると、命名の理由についても言及した。

それに、書名のみならず、各条目の条目名も『鶴林玉露』のそれを模倣した。天集の凡例部にこのように書いてある。

（前略）自「其富士山記」以下、随「筆記」之而已。然而大概效「本書之目録」、換「事於本朝之雜式」而已。就「中如」梅臥今諸葛、高間山嶺楠等之句、「不」拘「本書之字行」、只效「本書之名句」以入「之」而已。凡此等之類、皆托「其條下」斷「之」。

（前略）其の富士山記より以下は、筆に随ひ之れを記すのみ。然れども、おおむね本書の目録に效ひて、事を本朝の雜式に換ふるのみ。就「中梅臥今諸葛、高間山嶺楠」などの句の如きは、本書の字行に拘らず、只本書の名句に效ひて以て之を入れるのみ。凡そこれらの類、皆其の條の下に托して之を断る。『本朝鶴林玉露』天集、凡例部）

この叙述において、注意すべきは「本書の目録を效ひて、事を本朝の雑式に換ふるのみ」という文言である。この「本書」とはすなわち羅大経の『鶴林玉露』である。つまり、孤山は『鶴林玉露』の目録に倣って、『本朝鶴林玉露』の目録を作ったが、その中身は日本の出来事に換用したということである。それぞれの目録を対照してみれば条目名の類似点がわかる。ここでは『本朝鶴林玉露』天巻と『鶴林玉露』人集の巻四の目録題を掲げる。

●『本朝鶴林玉露』天巻、巻四

義盛論杯

酒有和勁

土産不常

伐敵切髻

天朝許封

美妾死節義

佛神罪人

瑞之並合

春過夏來

朝鮮國僧

人丸遇高市

龍洲詩聯

●『鶴林玉露』人集、巻四

蔡攸辭酒

酒有和勁

物産不常

以德報怨

中興講和

志士死飢寒

釋儒罪人

氣之先見

山靜日長

日本國僧

杜陵論孔明

龍洲詩聯

性靈

圓覺

治承盛事

淳熙盛事

舍那王

張子房

丑寅

東西

通盛夫人

誠齋夫人

ここに示したように、文字数はもとより、言葉の品詞や文法上の構成などでは非常に相似している。しかしながら、『本朝鶴林玉露』に出てくる人名や事項は完全に日本のものに変えられた。本文の内容を検証してみれば、明白な違いが見えてくる。

龍洲劉改之詩云、退_二一歩行_一安樂法、道_三三箇好_二一喜歡縁。真西山喜誦_レ之。或曰、退_二一歩行_一可也。至_三於道_二三箇好_一、乃隨_レ俗徇_レ情耳、何足_レ言乎。(後略)

龍洲劉改之が詩に云く、一歩の行を退るは安樂の法、三箇の好を道ふは喜歡の縁、と。真西山喜びて之を誦ず。或るひと曰く、一歩の行をば退るは可なり。三箇の好を道ふに至りては、乃ち俗に隨ひ情に徇_{したが}ふのみ。何ぞ言ふに足らんや、と。(後略) (『鶴林玉露』人集、卷四「龍洲詩聯」)

寛永廿癸未年、朝鮮信使稱_二趙龍洲_一。題_レ詩幾多。殊於_二日光山_一律詩數篇尤妙。趙是姓也、龍洲本_二大經所_レ載之龍洲名_一稱_レ之乎。彼宋之世、是韓之人。土異名同、今並書_レ之者、述_二韓人之志_一者乎。

寛永廿癸未年、朝鮮信使趙龍洲と称するものは、詩を題して幾多たり。殊に日光山に於いて律詩数篇尤も妙なり。趙は是姓なり、龍洲は大経が載する所の龍洲の名を本に之を称するか。彼は宋の世、是は韓の人。土は異なれど名は同じなり。今並びに之を書するは韓人の志を述するものか。〔本朝鶴林玉露〕天卷、卷四「龍洲詩聯」この例より見れば、たとえ同じく「龍洲詩聯」と名付けたものでも、それぞれの中身は異なっている。また、孤山は江戸初期に読まれていた『鶴林玉露』伝本の卷冊の配列に異議を持っていた。

或曰、子作「此卷」、以「己意」懼賈_下異「天人集」之譏_上。奈何。余曰、前後有_レ故、天人異_レ集。余烏_一乎異_一。若以為_レ妄、則故以云_レ故、見者慮_レ之。於時寛文癸丑四月。洛陽崛孤山道鄰。自注云、羅氏天集予今為_二人卷_一、羅氏人集予今為_二天卷_一、故有_二此問_一。

或るひと曰く、子此の巻を作り、己が意を以て天人集を異にするの譏を賈わんことを懼る。いかん、と。余曰く、前後に故有りて、天人集を異にす。余異ならんや。若し以て妄と為せば則ち故以て故を云はん。見る者は之を慮_{おもんは}れ、と。時に於いて寛文癸丑四月。洛陽崛孤山道鄰。自注に曰く、羅氏が天の集、予は今、人の巻と為し、羅氏が人の集、予は今、天の巻と為す、と。故にこの問有り。〔本朝鶴林玉露〕天集、「序」その二

つまり、孤山が自分の意思で『鶴林玉露』天の集を『本朝鶴林玉露』で「人の集」に、『鶴林玉露』人の集を『本朝鶴林玉露』で「天の集」に変え、出典の第一集と第三集の順序を前後させたのである。ある人はこのような配置を見て、他人からのそしりを恐れないかと孤山へ問いを投げた。ところが、孤山はこのような変えた訳があり、もし誰か

が納得しなければ、その理由を言えとこの問いに答えた。筆者は江戸初期に流布していた『鶴林玉露』の伝本⁹と『本朝鶴林玉露』と対照したところ、確かにその天集と人集の順序は異なっている。孤山が順序を変えた理由は不明であるが、当時流布していた『鶴林玉露』の巻冊の配列を認めなかったという態度は疑いもないことであろう。

以上で、孤山の『鶴林玉露』に対する「本朝意識」¹⁰が浮き彫りになった。要するに、孤山は『鶴林玉露』を先行文献として意識していたものの、その表（形式）と裏（内容）を完全に模倣しようとしなかった。特に裏のほうでは自著を『鶴林玉露』と区別するように工夫を凝らした。

続いて『本朝鶴林玉露』伝本の形態に進めよう。『本朝鶴林玉露』は現在、写本で愛知県刈谷市中央図書館に所蔵されている。¹¹これは現在発見されている唯一の伝本、すなわち孤本である。ところが、人集の奥書により、この孤本は堀孤山自筆のものでないことがわかる。

此書竊借「作者草稿本」寫之。蟲損多暫從「本書」寫訖。萬延改元年閏三月十日。自三月廿三日初執筆到「今日」卒業。三園老人。

此の書は窃かに作者の草稿本を借りて之を写す。虫損多くて暫く本書に従ひて写し訖る。^{をば}萬延改元年閏三月十日。三月廿三日より初め筆を執り今日に到りて卒業す。三園老人。

つまり、「三園老人」は孤山の稿本（ここでは虫損が多いという原稿の状態をも提示した）に基づいて、この写本を写したのである。そして、写しの作業は万延元年（一八六〇）三月二十三日（西暦は四月十三日）より閏三月十日（西暦は四月三十日）まで、併せて十七日で終わったのである。

この「三園老人」とは神谷三園（一七八八―一八七二）のことである。神谷三園、名は克禎、字は伯劣、通称は喜左衛門、三園はその号である。尾張の本草家で、尾張の博物家の会「嘗百社」の会員として活動していた。ところが、神谷は本草家のみならず、愛書家としても名高かった。『名古屋市史人物編』巻二「神谷三園」の条に、「蔵書一万余巻概ね異本珍書に非ざるはなし、平生奇書を搜訪し手親ら模写す」⁽¹²⁾と書かれているように、神谷は様々な奇書・珍書を広く網羅し、そして自ら手で謄写した。その蔵書はほぼ今の刈谷中央図書館の村上忠順文庫に蔵されている。樋口芳麻呂氏の調査により、計百三十部五百四十一冊となることが明らかである。⁽¹³⁾

以上は『本朝鶴林玉露』について簡単に紹介した。この書物には、考察・研究の余地が数多くあり、将来の成果を期待している。

三 堀孤山の交遊関係

『本朝鶴林玉露』の本文に、「亡父」「家兄正英」などの呼称がたびたび見える。堀杏庵の三男として、孤山は自著で杏庵や兄・堀立庵の事跡を記したのは当然のことであろう。そればかりでなく、孤山は父の関係で、当時の大名、儒者や文人などの有名人と対面することができ、交流する機会を得たことも想像できる。しかし、孤山は具体的にどのような人物とつながりがあるのかについては、未だ不明瞭であり、その関連資料もごく不十分である。

こうした疑問を抱えつつ、筆者は『本朝鶴林玉露』を精査した。そこで、中に孤山自身の経歴、また当時の有名人との交遊事項をつぶさに記してあることを発見した。故に、本節では『本朝鶴林玉露』に記されている事項や該当人物の記載に基づき、孤山の交遊関係を考察してみる。

(一) 林羅山（一五八三～一六五七）

林羅山は堀杏庵とともに藤原惺窩の門人である。二人の交遊は、林羅山の文集に収録されている杏庵への書簡、また堀杏庵の詩文集『杏陰集』の中にある羅山との唱和詩に見られる。¹⁴そして、林羅山と堀家の交際は孤山の世代に引き続いた。『本朝鶴林玉露』では、羅山のことを「羅山先生」「羅浮先生」「羅山子」などと称する。孤山自身も羅山の詩文集や著作（『本朝神社考』や『本朝百将伝』など）を熟読し、しかも論拠としてしばしば引用した。羅山を尊ぶ態度が明らかに現れている。ここで一例を挙げる。

阿部（ママ）清明以下道満通_二我妻妾梨花_一、被_レ上盗_二寫秘書_一、依_レ賭故被_レ刎首。（中略）羅浮先生云、是不經妖妄之説、俗語稱_レ之久、故記_レ之。予思_レ之、如_レ此之事皆有_レ所_レ本而稱_レ之久乎。今有_レ故、記_レ之待_二異聞_一。阿部清明は、道満、我が妻妾梨花に通じて、秘書を盜写せらるることを以て、賭けに依るが故に首を刎ねらる。（中略）羅浮先生云く、是れ不經妖妄の説、俗語之れを称すること久し、故に之れを記す、と。予之を思ふに、此の如きの事は皆本とする所有りて之を称すること久しきや。今故有り、之を記して異聞を待つ。（『本朝鶴林玉露』天集、卷二「伯道續命」）

この条は安倍清明と道満に関する記述である。道満は清明が唐の伯道上人のもとで修行し、留守していた隙に乗じて、清明の妻、梨花と私通した。さらに清明の伯道上人から授かった秘書を盗み、呪術を身につけた。それで清明と命を賭けた対決で勝ち、清明の首を刎ねた。清明が殺されたことを知った伯道上人は日本に来て、清明の骨を拾い集め、術で清明を蘇らせた。そして生き返った清明と共に道満のところへ復讐しに行ったという。中に「羅浮先生云

く、是れ不経妖妄の説、俗語之れを称すること久し、故に之れを記す」という文がある。実は、これは林羅山『本朝神社考』の「是真に不経妖妄の説、人を戸惑はすに足らずと雖も、又俗語相称すること久しきにあり。故に粗々此に記するのみ。」⁽¹⁵⁾に基づいたのである。死んだ人を復活させるといふ怪奇なエピソードがある故、林羅山は儒学者としての立場から、「不経妖妄の説」とこの故事を批判した。孤山は羅山と同じ考えを抱えながら、この故事の「俗語相称すること久し」（羅山の語）理由について、「此の如きの事、皆本とする所有りて之を称すること久しきや」、つまりこの故事は根拠があるから民間に流行しているのだと述べた。これで、孤山は林羅山が問題にしなかったことを詮索しようと試みた。その根拠については具体的に説明しなかったが、孤山の思索志向がここに浮かんでくるのである。

林羅山の学問に傾倒し、その著作を耽読した孤山はようやく羅山と対面でき、そして直接に羅山の教えを受ける機会を得た。『本朝鶴林玉露』人集、卷三「春興詩」の条に以下のように記している。

嗚呼、先生與亡父有舊交、而其不_レ忘_レ之。對_レ予雖_レ被_レ授_二學業_一第一。此年（筆者注…一六四九年）端午依_二敬君之仰_一、於_二先生之教_一、殊異_二時輩_一而已。因_レ之此冬聞_二書_一之_二典、禮_一之_二典禮之講_一於_二先生_一。（中略）予適依_二病愈_一、今年講_二書經、禮記_一者、非_レ不_レ憶_二廿五年以前羅浮之教講_一。

嗚呼、先生は亡父と旧交あり、其れにして之を忘れず。予に対して学業を授けらると雖も第一。此の年の端午、敬君の仰せに依り、先生の教えに於いて、殊に時輩を異にするのみ。之れに因りて此の冬、先生において書の二典、礼の典禮の講を聞く。（中略）予はたまたま病の癒ゆるに依り、今年礼記、書経を講ずるは、廿五年以前羅浮の教講を憶ざるに非ず。『本朝鶴林玉露』人集、卷三

右の叙述により、孤山は十九歳で羅山により開かれた『尚書』と『礼記』の講座を聴講したことが明らかになった。また、羅山と杏庵との「旧交」があり、加えて徳川義直からの指示を受けたため、孤山は羅山から同輩と違った、特別な扱いをされた。そして、孤山は二十五年を経ても羅山の思いやりを忘れられない。ちなみに、孤山はここで、この年すなわち寛文十三年（一六七三）に自ら『礼記』と『書経』の講座を開いたことをも示した。

また、『羅山先生詩集』巻十五には、羅山は孤山の「元旦試毫詩」の韻に次ぎ、詩を作り孤山に贈ったことを書いている。⁽¹⁶⁾

道鄰生元旦試毫詩、有_下思_二慈母_一之語_上、因次_レ韻以贈焉。

江城一夜遇_二新年_一、草木煙霞晴快然。佳節思_レ親今不_レ忘、歸鴻目送北堂邊。

道隣生元旦試毫の詩、慈母を思ふ語あり、因りて韻に次して贈るなり。

江城一夜新年に遇ふ、草木煙霞晴れて快然たり。佳節親を思ひて今忘れず、歸鴻目送す北堂の邊。

この詩を贈る時期について、林羅山の三男に当たる林鷲峰の詩集『鷲峰先生林学士詩集』巻十八に「和道隣試筆詩韻」という題の詩が見つかった。両詩の韻字を比べた結果として、和した詩は同じであることを明らかにした。また、巻十八の巻首に「慶安三年正月至同年八月」と、収録されている詩の創作時期を明記している。つまり、羅山の贈答詩も慶安三年（一六五〇）に作った可能性が考えられる。

(二) 徳川義直（一六〇一～一六五〇）

徳川義直は徳川家康の九男であり、徳川幕府尾張藩の初代藩主である。元和八年（一六二二）、義直は堀杏庵の高名を慕い、彼を広島藩藩主淺野長晟（長晟の兄、幸長の娘は義直の正室）の元より尾張に招いて、重職を任じ、高禄を賜った。孤山は『本朝鶴林玉露』で「旧君」「源敬公」「敬君」などの尊称で徳川義直のことを呼び、それに義直と杏庵の主従の交際事項を何件も記録した。^① 孤山自身も義直と交際していた。その事項は同じく『本朝鶴林玉露』人集、卷三「春興詩」の条に記している。

予十二歳為_レ孤、舊君恤_レ之賜_レ祿遊學。十四歳予詩初入_二御覽_一、殊為_二褒詞_一。其後毎_レ謁、有_下可_レ勵_二學業_一之仰_上。十九歳得_二舊君之許_一遊_二學東武_一。於_レ時五月五日羅浮先生謁_二源敬君_一。敬君曰、道隣為_二遊學_一來_二於東武_一、須_下對_二敬君之仰_一、懇被_レ教_二授於學業_一、云云。（中略）翌年勤_二先聖殿釋奠之事_一者、皆舊君之恩澤也。

予は十二歳に孤と為り、旧君は之を恤_{あは}れみ、禄を賜り遊学せしむ。十四歳に予の詩は初めて御覧に入りて、殊に褒詞せらる。其の後謁する毎に、学業を励むるべきの仰せあり。十九歳に旧君の許しを得て、東武に遊学す。時に於いて五月五日、羅浮先生は源敬君に謁す。敬君曰く、道隣は遊学の為に東武に来たりて、須_{すべ}く敬君の仰せに対して、懇ろに学業を教授せらるべし、云々。（中略）翌年（筆者注…一六五〇年）先聖殿積奠の事に勤めるは、皆旧君の恩沢なり。（『本朝鶴林玉露』人集、卷三）

幼いころ父を亡くした孤山は義直から経済上の支援を得た。そればかりでなく、孤山が江戸へ遊学した時に、義直は羅山に孤山のことをねんごろに教えよという指示を下した。さらに、孤山は先聖殿に登り、積奠係を務めることができたのも義直からの「恩沢」である。

なお、この部分において、孤山が十四歳に作った詩は当時の將軍徳川家光の称賛を得たということが語られている。しかし、『御実紀』や『源敬様御代御記録』など徳川將軍家の記録と義直の伝記には該当する記述は見当たらない。¹⁸⁾

(三) 黒川道祐（一六二三～一六九一）

黒川道祐、名玄逸、号静庵、遠碧軒、道祐はその字。儒医を業としたが、それと同時に江戸前期有名な歴史家、地誌研究家として世に知られる。その父黒川寿閑（？～一六六〇）は安芸広島藩の侍医である。

堀杏庵の年譜、慶長十三年の条を参照すると¹⁹⁾、堀杏庵の娘は寿閑の妻、道祐の母に当たる。つまり孤山と道祐はおじと甥の関係である。

孤山は『本朝鶴林玉露』地集「馳馬鼓棹」で、黒川道祐のことに言及した。

扶桑略記云、純友追補使小野好古為「長官」、源經基為「次官」、藤慶幸為「判官」、大藏春實為「主典」。好古馳「馬陸路」、慶幸、春實等鼓「棹於海上」、相共赴「筑前博多津」、一舉欲「決」死生。兵刃既接、春實進「前陣」、短兵急挫、大破「賊軍」、云々。嗚呼、純友蒙「天罰」如此、就中春實者何人乎。好古、經基舉「世皆知」之。嘗見「外姪黒川道祐所」纂之「藝備録」、藝州豊田郡沼田樂音寺縁起有「藤原倫實」者、是春實乎。予謂、別有「春實者」乎。不審、暫待「後考」、只以下「好古馳」馬與「春實鼓」棹書「之而已」。

扶桑略記に云く、純友追補使小野好古、長官と為り、源經基、次官と為り、藤慶幸、判官と為り、大藏春實、主典と為る。好古馬を陸路に馳せ、慶幸、春實等棹を海上に鼓す。相共に筑前博多津に赴き、一挙にして死生を決めんと欲す。兵刃既に接し、春実前陣に進み、短兵急に挫き、大いに賊軍を破る、云々。嗚呼、純友天罰を蒙り、此の如し。就中春実は何人や。好古、經基世を挙げて皆之を知る。嘗て、外姪黒川道祐が纂めるところの

芸備録を見て、芸州豊田郡沼田楽音寺縁起に、藤原倫実有るは、是れ春実や。予謂く、別に春実たる者有るか、と。
いふか
 不審、暫く後考に待つ。只好古馬を馳すと春実棹を鼓すを以て之を書くのみ。(『本朝鶴林玉露』地集、巻六)

これは平安中期に起こった藤原純友の乱に関する記述で、『扶桑略記』巻廿五、天慶三年十一月廿一日の条によるものである。孤山は『扶桑略記』のこの部分を読み、中に出てくる「大藏春實」という人物を考証しようとするため、黒川道祐が編纂した『芸備録』を想起した。その中に「藤原倫実」という人名があり、その人は「大藏春實」ではないかという仮説を立てた。

ここで取り上げられた『芸備録』とは、黒川道祐が編纂した安芸、備後の地誌『芸備国郡誌』のことである。『芸備国郡誌』「寺院門」の「楽音寺」の条に、確かに「藤原倫実」という人名が出ている。²⁰⁾

楽音寺 存「豊田郡沼田庄奈子羽郷」、置「丈六薬師像」。蓋藤原倫実奉_レ勅而建_レ之也。密宗之僧数員居焉。

楽音寺 豊田郡沼田庄奈子羽郷に存す、丈六薬師像を置く。蓋し藤原倫実勅を奉りて之を建つなり。密宗の僧数員居る。

楽音寺は現在の広島県三原市本郷町に位置している。平安時代後期に沼田氏が創建したが、その本堂の内陣は天慶年中、藤原倫実により建立されたのである。²¹⁾

(四) 林鷲峰 (二六一八〜一六八〇)

『本朝鶴林玉露』に、孤山は頻繁に林鷲峰の『本朝一人一首』に収録された漢詩を引用して、詩評を加えた。

直接鷺峰の言説を用いた場合もある。筆者の整理によると、こうしたものは二十八条ほどあるが、ここでは一例だけ挙げる。

大江以言閑中日月長詩曰、閑中氣味屬禪房^一、唯得自然日月長^一。幽室浮沈無短晷^一、陰居鄰里有^二余充^一（マ）^マ。陶門跡絶春朝雨、燕寢色衰秋夜霜。我是柴扉樽散士、閑忙苦樂兩相忘。林子一人一首具評^レ之、吾何述^レ之。雖^レ然、閑中氣味與^二自然日月長^一之意、予亦知^レ之而已。然而与^二以言閑中^一大異也。嗚呼、此詩述^二閑中日月^一之氣味至矣。

大江以言閑中日月長の詩に曰く、閑中の氣味禪房に属す、唯自然日月長らふを得。幽室に浮沈し短晷無し、陰居鄰里余充有り。陶門跡絶ふ春朝の雨、燕寢色衰ふ秋夜の霜。我れは是れ柴扉樽散の士、閑忙苦樂兩ながら相忘る、と。林子一人一首具に之を評す、吾何ぞ之を述すや。然りと雖も、閑中の氣味と自然日月長の意、予亦た之を知るのみ。然れども以言の閑中と大に異なるなり。嗚呼、此の詩閑中日月を述するの氣味至れり。〔本朝鶴林玉露』人集、卷二「閑忙苦樂」〕

平安時代中期の大江以言（九五五〜一〇一〇）の「閑中日月長」の詩についての記述である。この詩はもともと『本朝麗藻』下巻「閑居部」に収められているが、林鷺峰は『本朝一人一首』巻五に「林子曰く」という形で詩評を加えて改めて収録した。この詩に対する林鷺峰の詩評は以下のものである。⁽²²⁾

林子曰、稍覺^レ協^二題意^一。江談曰、頸聯以下許渾贈^二殷堯藩^一詩上可^レ准^レ之。今案、許郢州集寄^二殷堯藩^一四韻、

頸聯曰、帶^レ月獨歸蕭寺遠、翫花頻醉庚樓深。句勢雖^レ異、其用^二故事^一相似。彼言^二月花^一、此言^二雨霜^一、其意相
似乎。(後略)

林子曰く、稍や題の意に協^{かな}ふることを覚ふ、と。江談に曰く、頸聯は許渾の殷堯藩に贈る詩を以て、之を準ず
べし、と。今按ずるに、許郢州集の殷堯藩に寄する四韻、頸聯に曰く、月を帯びて独帰す蕭寺遠し、花を翫^{もてあそ}
びて頻りに酔ふ庚樓深し、と。句勢異なりと雖も、其の故事を用ふること相似す。彼は月花を言ひ、此れは雨霜を
言ふ。其の意相似するや。(後略)

以言の詩の頸聯と許渾の詩『殷堯藩に寄す』の頸聯とは、その句勢は異なるが、詩の意は似ていると林鷺峰が評し
た。孤山は「林子一人一首具に之を評す。吾何ぞ之を述すや」と、鷺峰の頸聯への評価を認めたが、自らの思考や見
解をも述べた。孤山は以言詩の描いている「閑中」と「自然日月長」の様子に注目し、「閑中の気味と自然日月長の意
予亦た之を知るのみ。然れども以言の閑中と大に異なるなり。嗚呼、此の詩閑中日月を述するの気味至れり」と、「閑
中日月」の描写は非常に適切であると評した。一聯にとどまらず、詩の全体を踏まえた上で、あるイメージを中心に
評価したのは鷺峰と異なる孤山の発想であろう。

ところで、『鷺峰林学士先生文集』第三十八卷「黒川道祐に答ふる書」に、孤山の名前が出てくる。²³⁾

前回所^レ寄件件理會了、所^レ借親王行啓劍璽渡御之行列見焉。(中略)外舅道隣之尺牘信物傳達入^レ手、回^レ簡遣
レ之、其不^レ忘^二舊好^一者、卿亦為^レ余謝^レ之。邇日故障連續、所^レ答遲滯。以^三立真來也在^二明日^一。俄呼^二尖頭奴^一、
艸艸漫^レ道。癸卯仲春十八莫。

前回寄する所の件々理会し了わる、借る所の親王行啓劍璽渡御の行列を見るなり。（中略）外舅道隣の尺牘信物、傳達して手に入り、簡を回して之を遣はず。其の旧好を忘れぬは、卿亦た余が為に之に謝せよ。邇日故障連続し、答ふる所遅滞す。立真来たるや明日に在るを以て、俄かに尖頭奴を呼びて、艸々に漫道す。癸卯仲春十八莫。

鷺峰は寛文三年（一六六三）旧曆二月十八日道祐への返信で、自分と孤山の間に書簡を交わしていたことに言及した。また、孤山の「旧好を忘れぬ」ことに對し自分の謝意を伝えてもらおうと道祐に願った。その「旧好」はそもそも何を指したのかは関連資料が見つからないため、不明である。しかしながら、前述の通り、孤山は亡くなった鷺峰の父・羅山から特別扱ひされていて、これはもしかすると孤山の忘れられない「旧好」であったかもしれない。

（五）高野正佐（生没年不明）

高野正佐という人名は『本朝鶴林玉露』天集、卷四「性靈」の条に見える。

空海性靈集自「古到」今人多稱之。（中略）釋澹如翁抄「此書」講「於洛東智積之勸學院」。予與「高野正佐」同到「勸學院」、聞「此講」者五六席、歸「洛共」正佐「述」此句味「者亦五六次也。今記「往事」而述「空海之詩句」而已。空海の性靈集は古より今に到りて、人多く之を称す。（中略）釈の澹如翁はこの書を抄して洛東智積の勸学院に講ず。予は高野正佐とともに勸学院に到りて、此の講を聞くは五六席、洛に帰りて正佐と共に此の句味を述するは亦た五六次なり。今往事を記して空海の詩句を述するのみ。

孤山は高野正佐とともに智積院に行つて、「澹如翁」が抄出した空海『性靈集』の講座を聴講したことを追憶した。

筆者の調査により、「澹如翁」は智積院七代目の住職、運徹（二六一四～一六九三）のことである。運徹の年譜『瑞応泊如僧正年譜』（承応）三年甲子の条「師四十一歳（中略）師、衆の請いに依りて自撰の性霊集鈔を談す。聴衆八千指。」⁽²⁴⁾の記載により、承応三年（一六五四）運徹四十一歳の時、衆人の希望に応じて、自ら著した『性霊集抄』の談義を開いたが、その時の聴衆は夥しかったという。これで、孤山と高野正佐とともに講座を聴講した時期は承応三年であることが確認された。

また、本条の末尾に下記の割注があり、高野正佐という名の由来を説明している。

按正佐者本從^一學^二下佐^一、後受^一學^二於正意^一、常云我本^二正意^一、下佐之字^一名^レ之。下佐、毛利家之儒也。

按ずるに、正佐は本下佐に従学し、後正意に受学す。常に云く、我は正意、下佐の字を本にして之れを名す、と。

下佐、毛利家の儒なり。

高野正佐はもともと毛利家の儒者下佐（生没年不明）に従学したが、のちに杏庵の門下になり、名をつける際に杏庵の字「正意」の「正」と下佐の「佐」を選び取って、自分の名としたのである。

さらに、杏庵の『杏陰集』⁽²⁵⁾に、正佐と唱和する詩を二首収録している。

陽徳雖^二敷化^一、流形各不^レ均。妙年駒足駛、文苑豹章新。一賦合^二雙宋^一、五經敵^二大春^一。此人猶可^レ惜、不^レ受^二宰官身^一。

陽徳敷化すと雖も、流形各おの均^ひからず。妙年の駒足駛せ、文苑の豹章新し。一賦雙宋^{かな}に合ひ、五經大春に

敵ふ。此の人猶惜しむべし、宰官の身を受けず。〔杏陰集〕、卷一之二、「和正佐生」

今朝要_レ見_二四山霞_一、不意瓊塵暗_二萬家_一。椒柏先斟同甲醉、粉榆問_レ信去程賒。他郷何處無_二狂簡_一、僑屋相逢_二慰_二淡涯_一。窮達在_レ天吾豈敢、窗前宜_レ摘_二六經花_一。

今朝四山の霞を見んとするに、不意にして瓊塵萬家を暗くす。椒柏先に斟みて同甲の醉、粉榆信を問ひて去程賒し。他郷何処に狂簡なからんや、僑屋相逢ひて淡涯を慰まむ。窮達天に在りて吾豈に敢へんや、窓前六經の花を摘むこと宜なり〔杏陰集〕、卷五之六、「和正佐生」

「一賦雙宋に合ひ、五經大春に敵ふ」は、「賦は宋玉と並び、五經は井丹に匹敵する」⁽²⁶⁾の意で、杏庵が正佐の學問を讀えた文言である。しかし正佐は「宰官の身を受けず」、すなわち仕官に興味を持たないということである。これに対し、杏庵は非常に「惜しむべし」と残念がった。

これで、高野正佐という人に関する情報をまとめてみた。これ以上の情報は今の段階ではまだ見つからないが、今後より深く考証する必要があるだろう。

四 『本朝鶴林玉露』以外の作

本節では、孤山の『本朝鶴林玉露』以外の作について述べてみたい。

『国書人名辞典』は、孤山の著作について『本朝鶴林玉露』のみと明記している。⁽²⁷⁾しかしその自著『本朝鶴林玉露』を精査したところ、孤山は『本朝鶴林玉露』以外の作を著したことがあることがわかる。

1、大内左京大夫義興尊^一崇義尹^二而與^三丹兵^四戰^五於船岡山^六、遂立^七軍功^八。嗚呼、微^九義興之功^{一〇}、因^{一一}何退^{一二}三好之兵^{一三}、是可^{一四}謂^{一五}軍功^{一六}。予嘗著^{一七}本朝蒙求^{一八}一編^{一九}、有^{二〇}大内軍謀^{二一}、是應永記所^{二二}記之義弘也、今記^{二三}軍功^{二四}者、義興也。(後略)

大内左京大夫義興、義尹を尊崇して、丹兵と船岡山に於いて戦ひ、遂に軍功を立つ。嗚呼、義興の功微^なかりせば、何に因りて三好の兵を退かんや。是れ軍功と謂ふべし。予嘗て本朝蒙求一編を著して、大内軍謀有り。是れ應永記に記する所の義弘なり、今軍功を記するは、義興なり。(後略) 『本朝鶴林玉露』地集、卷六「大内軍功」

2、和田義盛宴^一於大磯^二、與^三蘇我(ママ)十郎祐成^四會^五、有^六虎之杯論^七、世俗之所^八傳歷然^九。是依^{一〇}淫風^{一一}乎、如何。拘^{一二}彼義盛^{一三}者則可^{一四}有^{一五}所^{一六}謂^{一七}乎。此宴之件々、記^{一八}於予所^{一九}編之會我記^{二〇}。略不^{二一}贅^{二二}於此^{二三}。

和田義盛は大磯に於いて宴す。蘇我十郎祐成と会ひ、虎杯の論有り、世俗の伝ふる所歴然たり。是れ淫風に依るや。如何。彼の義盛に拘るは則ち謂ふ所有るべきか。この宴の件々は余が編む所の曾我記に記す。略して此に於いて贅せず。『本朝鶴林玉露』天集、卷四「義盛論杯」

3、明暦乙未年、朝鮮副使愈錫賦扶桑道中百五十韻⁽²⁸⁾、世人以為^一美談^二。其百五十韻之中、有^三權現創程章之句^四。予亦效^五之、寬文戊申詣^六江州田村社^七之後、賦^八百五十韻^九用^{一〇}程章字^{一一}、因^{一二}之。按^{一三}之、程、法式也、章、憲章也。(後略)

明暦乙未年、朝鮮副使愈錫、扶桑道中百五十を賦す、世人は以て美談と為す。其の百五十韻の中、權現創程章

の句有り。予亦た之れに效ひ、寛文戊申江州田村の社に詣つる後、百五十韻を賦し程章の字を用ふ、之れに因る。之れを按ずるに、程、法式なり、章、憲章なり。（後略）（『本朝鶴林玉露』地集、卷一「權現程章」）

1、2、3にはそれぞれ「予嘗て本朝蒙求一編を著して」、「この宴の件々は余が編む所の曾我記に記す」、「百五十韻を賦し程章の字を用ふ」とある。これで、孤山が『本朝蒙求』と『曾我記』を編纂したことと、百五十韻の詩を作ったことがわかる。

ただし、筆者は『国書総目録』や国文学研究資料館の「日本古典籍総合目録データベース」などを調査したところ、『本朝蒙求』は菅仲徹（一六五八―一七〇二、名亨）により貞享三年（一六八八）に編纂されたもので²⁹、「曾我記」と百五十韻の詩もその年代に相応するものが見当たらない。これらの書物は散逸したのか、もしくは発見されていないのか、引き続き考証する必要がある。

おわりに

本稿はまず堀孤山に関する解説を再検証した。そして、今まで学界の視野に入っていない孤山の『本朝鶴林玉露』を手がかりとし、その中から孤山自身の経歴に該当する部分を抜き出した上で、同時代の人物が著した記述と対照しながら、その交遊関係を明らかにした。さらに、孤山の他の著書をも提示してみた。それから、筆者は既存の記録と以上の考察を踏まえて、孤山の生涯に起こる重要な事項をまとめて、孤山の略年表（資料2参照）を作成してみた。

最後に、本稿の結論をまとめ、今後の課題を紹介する。本稿の結論は以下の四つである。

第一、堀孤山の墓所については、既存の解説に示されている東京の金地院になく、筆者の文献考証と現地調査により、それは現在名古屋の長母寺に残っていることが分かった。

第二、『本朝鶴林玉露』は、現存する孤山唯一の著作で、その成立時期は寛文十三年である。作成の際に、孤山は中国南宋期の筆記作品『鶴林玉露』を模倣したが、単純な模倣ではなく、自分なりの考えで原書と区別するよう工夫を凝らした。また、現在の伝本は孤山自筆のものではなく、幕末の本草家神谷三園による抄本である。

第三、『本朝鶴林玉露』には、孤山と当時の有名人との交遊事項を何回も記している。筆者がその該当人物の著作と対照して調べた結果、その交遊関係を確認できた人物は五人である。それらは林羅山、徳川義直、黒川道祐、林鷲峰と高野正佐である。

第四、『国書人名辞典』では、孤山の著作は『本朝鶴林玉露』のみと指摘されているが、『本朝鶴林玉露』の内容を精査したところ、孤山は他に二部の著作と一首の漢詩を作ったことがある。それぞれ『本朝蒙求』『曾我記』と百五十韻の詩である。

さて、今後の課題である。

まずは『本朝鶴林玉露』奥書に言及された「草稿本」のことである。『本朝鶴林玉露』を写した神谷三園はどこからその「草稿本」を入手したのか、そしてそれは現在世に残っているのか、未だに不明である。新たな発見・考証の結果を待たなければならぬ。

次は林羅山『羅山先生詩集』巻十五に言及された孤山の「元旦試毫の詩」の内容と羅山に詩を贈られた時期のことである。今まで見つかった資料ではこれらの疑問を解決できないため、さらなる検証が必要である。

第三は孤山と義直、黒川道祐の交遊事項を支える資料が足りないという問題である。孤山とこの二人の交遊は、現

在では『本朝鶴林玉露』にしか見つからず、信憑性は高くない。将来、義直と道祐の著作、さらに他の関わりのある人物の記録などを精査することは不可欠である。

第四は高野正佐に関する資料の不足問題である。高野正佐に関する記載は、今の時点では『本朝鶴林玉露』と『杏陰集』にしか見当たらず、生没年だに不明である。さらなる考察は必要である。

最後は孤山が著した『本朝蒙求』、『曾我紀』と百五十韻の詩を探し出し、堀り下げることである。

要するに、今まで歴史の埃に埋もれていた堀孤山を世に少しでも多く知ってもらうことが本稿の目的である。ところが、孤山研究に不明な点が依然として数多く存在している。今後の課題としてより深く探究していきたい。

〔注〕

〔1〕 手島益雄『愛知県医人伝』（東京芸備社、一九二四年）には「其子の正英は立庵と号して安芸候に仕へて子孫も今に繁栄して居る。其末子貞高は忘斎と号して尾張に仕へ子孫世々尾張の藩士となり代々学者である今の堀氏は徳川家の執事である」とある。また、『先哲叢談』（国史研究会、一九二六年）では「杏庵の長子正英…次は道隣といひ」のように孤山を次男とした例もある。

〔2〕 大島晃「先学の風景——人と墓 堀杏庵」（『漢文學解釋與研究』第三号、二〇〇〇年十二月）。鈴木健一「堀杏庵年譜稿」（『人文』第十七号、二〇一九年三月）などを参照。

〔3〕 栗田元次「堀杏庵」（『郷土文化』第二卷第二号、一九四七年。のち名古屋郷土文化会編『郷土文化 第一卷』（名古屋郷土文化会、一九八六年）所収。）を参照。

〔4〕 『士林派洄』は延享四年（一七四七）に江戸時代中期の尾張藩士・儒学者の松平君山（一六九七～一七八三）に

より編纂された尾張藩士の系譜集である。百三十三卷。ちなみに、松平君山の母親は堀杏庵の次男、堀貞高の娘である。

- (5) 『士林沂洄』は名古屋市教育局編『名古屋叢書続編 十七・十八・十九・二十』(名古屋市教育局、一九六八年)による。句読点と書き下し文は筆者による。
- (6) 『芳躅集』は尾張の有名人の墓碑銘やその墓碑の所在地を記載する書物で、天・地・人三冊からなる。弘化四年(一八四七)に有松庵(一説松友庵、生卒年不明)により編纂された。原本は蓬左文庫に所蔵。
- (7) 有松庵著『芳躅集』は名古屋市教育局編『名古屋叢書校訂復刻・第二十五卷』(愛知県郷土資料刊行会、一九八三年)による。
- (8) 本稿で引用した『本朝鶴林玉露』の原文は愛知県刈谷市中央図書館所蔵の写本(請求記号: W5692)による。文字と返り点は原文のまま、句読点と書き下し文は筆者による。
- (9) 国文研日本古典籍データベースで公開している『鶴林玉露』の慶安本と寛文本の画像を参照。請求記号はワ3—212—139、ワ3—213—136。
- (10) 川口久雄氏は「本朝意識」について、「中国の文学を移入し、規範としながらも、日本独自の文学、換言すれば国風文学をうちたてようとした」、つまり「民族的なアイデンティティの意識」であると指摘した。川口久雄『平安朝の漢文学』(吉川弘文館、一九九六)による。
- (11) 『補訂版 国書総目録』第七卷(岩波書店、一九九〇年)に、『本朝鶴林玉露』の巻冊数、国書類別、作者、形態と所蔵地を記している。参照を乞う。
- (12) 名古屋市編『名古屋市史・人物編』(愛知県郷土資料刊行会、一九八〇年)二八五頁。

- (13) 樋口芳麻呂「神谷三園の蔵書」『郷土文化』第三卷第一号、一九四六年。のち名古屋郷土文化会編『郷土文化 第一卷』（名古屋郷土文化会、一九八六年、復刻版）所収）を参照。
- (14) 『羅山林先生文集』巻第五・書四に「堀正意に示する六篇」あり。『羅山林先生詩集』巻第十五・歳時五に「正意開歳詩韻を次ぐ十八首」あり。また、『杏陰集』詩の部には、「羅山に和す」という題の詩を夥しく収録している。
- (15) 宮地直一校注『本朝神社考』（改造文庫、一九四二年）による。
- (16) 『林羅山詩集』は中国社会科学院歴史研究所編『域外漢籍珍本文庫第四輯・集部（貳拾一貳拾貳）』（西南師範大學出版社、人民出版社、二〇一四年）による。句読点と書き下し文は筆者による。
- (17) たとえば、『本朝鶴林玉露』天集、巻二「鯉節」の条に、堀杏庵は寛永八年（一六三一）六月、義直の従者として、義直とともに江戸より名古屋に帰ったことを記している。『杏陰集』巻十九「辛未手録」によれば、先年の冬、義直は述職のため江戸へ行き、その時杏庵も同行した。
- (18) 黒板勝美、国史大系編修会編『国史大系 第四十巻（徳川実紀）』（吉川弘文館、一九六四年）。徳川黎明会、徳川林政史研究所編、深井雅海など校訂『源敬様御代御記録・第三（史料纂集 古記録編）』（八木書店、二〇一八年）などを参照。
- (19) 鈴木健一「堀杏庵年譜稿」『人文』第十七号、二〇一九年三月）四二〇頁。
- (20) 黒川道祐著『芸備国郡誌』は国書刊行会編『続々群書類従 第九 地理部』（平文社、一九七八年）による。
- (21) 沢井常四郎『沼田之楽音寺』（三原図書館、一九四一年）「本堂」のところに、「内陣は天慶年中藤原倫実公御建立也」とある。

- (22) 林鶯峰著『本朝一人一首』は佐竹昭広ほか編、小島憲之校注『新日本古典文学大系 六十三』(岩波書店、一九九四年)による。句読点と書き下し文は筆者による。
- (23) 林鶯峰著『鶯峰林学士文集』は日野竜夫編『近世儒家文集集成 第十二卷』(ぺりかん社、一九七七年)による。句読点と書き下し文は筆者による。
- (24) 運敵の年譜は東京大学史料編纂所蔵寛政四年版『瑞應僧正泊和尚年譜』(請求記号は1016.118)による。原文は漢文。句読点と書き下し文は筆者による。
- (25) 堀杏庵著『杏陰集』は国文学研究資料館のマイクロ資料(請求記号は55-521-3)による。翻字、句読点と書き下し文は筆者による。
- (26) 「雙宋」の「雙」は「ならぶ。ならべる。ならび。匹敵する。」(『新漢語林』第二版を参照)などの意で、「宋」は宋玉のこと。杜甫『秋日荆南送石首薛明府辭滿告別奉寄薛尚書頌德敘懷悲然之作三十韻』に「侍臣雙宋玉」、戰策兩穰苴(仇兆鼂『杜詩詳註下』(中華書局、二〇一五年、一五七五頁)による)とある。「雙宋」は杏庵の誤用であろう。「大春」は井丹のこと。『後漢書』卷八十三、列伝七十三「逸民列伝」に「井丹字大春、扶風郿人也。少受業太學、通五經、善談論、故京師為之語曰、五經紛綸井大春。性清高、未嘗脩刺候人」。(後略)〔范曄撰、李賢・司馬彪・劉昭注『後漢書十』(中華書局、二〇〇〇年、二七六四頁)による〕とある。
- (27) 第一節では『国書人名辞典』に触れたが、その内容を省略した。ここでは論拠としてその内容を挙げる。堀孤山ほり ござん 漢学者〔生没〕寛永八年(一六三一)八月十八日生、元禄八年(一六九五)十月二十五日没。六十五歳(一説、六十六歳)。墓、江戸芝金地院。〔名号〕本姓、菅原。名、正竜。幼名、七九郎。号、

孤山・三遷子・道隣。〔家系〕堀杏庵の三男。母、茅原田貞正の女。兄、立庵・忘斎。〔経歴〕尾張名古屋藩儒。京都に生まれ、父に従って儒と医を学び、寛永十九年、父没後に二百石を頒けられ名古屋藩に仕えた。正保元年（一六四四）剃髪して道隣と号す。承応元年（一六五二）法橋。〔著作〕本朝鶴林玉露〔参考〕士林沂洵 名古屋市史人物編 二百藩家臣人名事典。

〔28〕正しくは兪場。兪場（一六一四～一六九二）、朝鮮通信使、字は伯圭、号は秋潭、本貫は昌原。明暦元年（一六五五）司僕寺正となつて通信副使として日本へ派遣された。兪場が作った詩は「扶桑途中述懷兼叙壯遊一百五十韻錄 示九巖茂源兩老師求和」である。ところで、大塚鐙は「芳洲文庫本『朝鮮信使東槎紀行』について」（『朝鮮学報』第十輯、一九五六）において、この詩は兪場の詩集『秋潭集』には収まらず、雨森芳洲文庫蔵『朝鮮信使東槎紀行』のみに見えると指摘した。

〔29〕本間洋一『本朝蒙求の基礎的研究』（和泉書院、二〇〇六年）を参照。

〔付記〕本稿は、第四十五回国際日本文学研究集会（国文学研究資料館主催、令和四年五月）における口頭発表を基に加筆・修正したものである。



【資料1】愛知県名古屋市長母寺にある堀孤山の墓碑（撮影：筆者）

【資料2】堀孤山の略年譜

寛永八年（一六三一）一歳

○八月十八日、京都に、儒学者堀杏庵（一五八五～一六四二）の三男として生まれる。

寛永十九年（一六四二）十二歳

○十一月二十日、父・杏庵病没。その俸禄の二百石を承り、名古屋で儒者として任ぜられる。

正保元年（一六四四）十四歳

○この年、剃髪して、道鄰と号する。

○この年、自作の詩が將軍徳川家光の称賛を得る。

慶安二年（一六四九）十九歳

○冬、羅山が『尚書』と『礼記』を講義したのを聴く。

慶安三年（一六五〇）二十歳

○正月、林羅山と林鷲峰は孤山の「元旦試筆詩」の韻に次ぎ、贈答詩を作る。

承応元年（一六五二）二十二歳

○この年、法橋を叙する。

承応二年（一六五三）二十三歳

○この年、京都の智積院で、高野正佐とともに、運徹僧正が『性靈集抄』を講義したのを聴く。

明暦三年（一六五七）二十七歳

○正月十九日、江戸に火災が起こった翌日に、京都に帰るため江戸から出る。

寛文六年（一六六六）三十六歳

○この年、病のため、致仕を請い、京都に帰る。

寛文八年（一六六八）三十八歳

○この年、近江の田村神社に参詣した。後、百五十韻の詩を賦する。

寛文十二年（一六七二）四十二歳

○この年、『本朝鶴林玉露』の目録を作成する。

寛文十三年・延宝元年（一六七三）四十三歳

○正月、『本朝鶴林玉露』の本文を書き始める。

○四月、本文を完成する。

○六月、序と凡例を完成する。

○この年、『礼記』と『書経』を講義する

延宝六年（一六七八）四十八歳

○この年、再び名古屋で出仕し、二百石の俸禄を承る。

元禄七年（一六九四）六十四歳

○この年、年老いたため俸禄を辞める。

元禄八年（一六九五）六十五歳

○十月二十五日、病没。墓所は今愛知県名古屋市東区矢田の長母寺にある。

堀孤山の生涯とその交遊（沐）

万延元年（一八六〇）

○ 閏三月十日、神谷三園による『本朝鶴林玉露』の写しが完成。唯一の伝本となる。